

「共通環境管理等仕様書」

本仕様書は、東京ガスグループの「環境方針」および「グリーン購入推進の手引き」ならびに各種法令等に則り、東京ガスが発注する工事・作業等について、環境影響等を極力小さくするため、実施すべき内容および事故防止、健康被害防止の観点からとるべき内容について、共通に定めたものである。

【法令等の遵守】

- (1) 工事・作業等を実施する会社は、環境ならびに労働安全衛生関連の法令・協定等を遵守しなければならない。

【環境負荷の低減】

- (2) 資機材等（物品・部材・容器・包装を含む、以下同じ）の選定・使用・搬入に当たっては、3 R（廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化）に努めること。
- (3) 資機材等は、法規制等で規制されている使用禁止化学物質を使用しないこと。
また、納入においては必要に応じ安全データシート（SDS）を添付すること。
- (4) 発生した廃棄物・掘削土等については、再生資源として利用することにより、埋立て最終処分の最小化に努めること。
- (5) 各作業においては、劣悪な燃料（軽油に重油を混和した燃料など）を使用しないこと。
また、油、薬品、有機溶剤等を使用する場合は、そのSDSに基づき取り扱いについて十分注意し、漏れ・こぼれ等により大気・水質・土壌等の環境及び作業環境に悪影響を与えることのないようにすること。
- (6) 重機作業、大型回転機器等を使用する作業においては、振動・騒音・排気ガスの抑制に努めること。また、掘削作業においては、振動・騒音・排気ガスの抑制はもちろん、土砂の飛散防止・悪臭防止・適正な排水処理に努めること。
- (7) 各作業において水・電気機器等を使用する場合は、節水・節電を心がけ、省資源・省エネルギーに努めること。
- (8) 資機材等の搬出入で作業場所に出入りする自動車について、
・法令で運行規制されているディーゼル車を使用しないこととし、天然ガス自動車等低公害車への切り替えに努めること。
・走行に当たってはエコドライブに努め、駐停車時におけるアイドリング・ストップを徹底すること。
・積載方法や走行ルート of 最適化などにより搬出入の効率化を図り、使用抑制に努めること。

【作業の是正】

- (9) 上記の項目について不備が認められた場合、当社は作業を中止させて不備の是正を求めることができる。